

確約書の経緯について

◎令和2年10月頃（時期不明）

- ・業務内容の確認のため[]を呼び、話をした。
- ・その際、河川占用不許可処分の訴訟についての状況を確認する中で、次の点について、相談した。
- ・1点目は、裁判の見込みについてで、[]からは、一審の判決内容及び法律の専門家の見解からして見通しは明るくないと思う、しかし、条例の適否については良い結果であってほしい旨の回答があった。
- ・2点目は、控訴が棄却された場合、どのような事が考えられるかについてで、[]からは、損害賠償請求の可能性もあり得るのではないかと考える旨の回答があった。
- ・自身も周りの方や知合いの弁護士等からは同様な意見を聞き及んでいたことから、現状は、危機的な状況であり、何とかこの危機を回避することが出来ないかと考える中で、リスクヘッジの観点から事業者の意志を確認したいと考えた。
- ・自ら確認したいところだが事業者に対しては、度重なる面談の申入れを一貫して断ってきた経緯もあり難しい旨の話をしたところ、[]より、「自分で良ければ先方に出向き話をしてくる」との申し出があり、依頼した。

◎令和2年11月上旬（時期不明）

日程調整等が済み令和2年11月11日に相手方と面会する旨の報告を受け、委任状に署名押印した。その際、控訴審において市に違法性があったと認められた場合、市に対して損害賠償を請求しないで欲しい旨を基本的な考えとして、事前に[]から連絡を受けていた内容を踏まえ、次の5点の自分の考えを伝えるよう委任した。

1. 損害賠償を請求しないで欲しい
2. 賠償請求を少なくするために速やかに許可をするようにとのことだが、訴訟は判決が出るまで行う
3. 一審で敗訴しているため、控訴審で同様に敗訴した場合は、上告しない

4. その他の許認可について、他の申請者と同様に対応する
5. 地域との共存共栄のため、協定締結に向け努力して欲しい

◎令和3年1月初旬

・ [REDACTED] より、先方から、昨年11月に話した事が本当であるかの確認のため書面にして欲しい旨の連絡があったとの報告を受けた。

◎令和3年2月9日

・ 市長室にて、[REDACTED] が持参した確約書を一読後、署名した。

小野達也